

平地林や里山林の整備・保全を支援します

1 事業の概要

県では、森林湖沼環境税を活用した「身近なみどり整備推進事業」により、荒廃した平地林や里山林の手入れを進めております。この事業では、市町村が整備を行います。

なお、事業実施にあたっては、市町村と森林所有者等との間で 10 年間の森林保全に関する協定を結び、整備後は、森林所有者等が森林を適正に維持管理することが必要となります。

お近くに手入れが必要な平地林や里山林などございましたら、市町村もしくは県農林事務所までご相談下さい。

2 事業の内容

- (1) 事業名 身近なみどり整備推進事業
- (2) 整備計画面積 令和 2 年度 90ha（県全体）
- (3) 補助率 定額

※原則として ha あたり整備単価の上限額は 120 万円となります。ただし、通学路沿いの森林整備は 150 万円、森林に侵入する竹の駆除整備は 300 万円、観光資源及び保健休養に資する森林整備は 200 万円以内となります。

- (4) 事業の対象条件

- ・民有林又は事業実施後に森林となることが確実な区域であって、地域の環境保全に寄与する区域
- ・市町村と森林所有者等において、10 年間の森林の転用禁止などを定めた森林保全管理協定が締結されることが確実な区域

※通学路等道路沿いの森林整備及び森林に侵入した竹の駆除整備を行った箇所については、翌年度の整備に限り補助することができます。（補助内容：燃料費など 4 万円/ha 以内）

（整備前）

3 整備の内容

- (1) 実施できる内容

植栽、刈払い、整理伐、枝打ちなどの森林整備のほか、作業道の開設や木柵なども設置することができます。（上限金額等条件あり）



（整備後）



- (2) 整備の例

- ・平地林・里山林の整理伐等整備
- ・通学路等道路沿いの森林整備
- ・森林に侵入する竹の駆除
- ・有害鳥獣（イノシシ）対策としての里山林整備など



4 これまでの取組事例

(1) 平地林・里山林の整理伐等整備

阿見町小池地区の町道は、一般車両の交通量も多く、また地元住民の生活道路として広く利用されています。

しかしながら、手入れ不足から竹木等が繁茂し、そのまま放置し枯損すれば道路側へ倒れることにより、電線の損傷や道路の通行に支障を及ぼす懸念がありました。

そこで、竹木の整理伐等を実施したことにより、懸念が払しょくされるとともに明るく見通しも良くなりました。地域の景観の向上も図られ、安心して通行することが出来るようになりました。



(2) 森林に侵入する竹の駆除

大子町西金団地の森林は、侵入竹が覆っており、荒廃が進んでいる状況でした。

また、当該森林は地域住民が生活に利用する道路に面していますが、侵入竹により林内に陽が当たらず、冬期は路面が凍結し、生活に支障をきたしている状況でした。

そこで、刈払いや竹の整理伐を0.67ha実施したところ、林内が明るくなり、住民が通行する際の安全性が高まるとともに、景観の回復を図ることができました。



5 この事業に関する問い合わせ先

各市町村林務担当課もしくは、下記へお願いします。

- | | |
|----------------|------------------|
| ・ 県北農林事務所林業振興課 | TEL 0294-80-3370 |
| ・ 県央農林事務所林業振興課 | TEL 029-231-2079 |
| ・ 鹿行農林事務所林業振興課 | TEL 0291-33-4123 |
| ・ 県南農林事務所林業振興課 | TEL 029-822-7087 |
| ・ 県西農林事務所林業振興課 | TEL 0296-24-9176 |